

佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、佐渡市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震性能の確保を促進するため、耐震改修等に要する費用に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象住宅

木造住宅で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。ただし、空家を購入等し、自らが居住する予定の住宅において第4号、第6号又は第9号エに掲げる事業を行うときは、イの要件を除く。

ア 昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する一戸建て住宅（併用住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）

イ 現に居住の用に供する住宅

ウ 個人が所有し、販売を目的としないもの

(2) 高齢者等居住住宅

次のいずれかに該当する世帯が居住する対象住宅をいう。

ア 世帯員に65歳以上の者を含む世帯

イ 世帯員に障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。）等を含む世帯

(3) 耐震診断士

新潟県耐震改修促進協議会若しくはその会員又は一般財団法人日本建築防災協会が行う木造住宅の耐震診断と補強方法に係る講習会を受講し、その修了証の交付を受けた者又はそれに準ずる資格等を有する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。

(4) 耐震診断

地震に対する安全性を評価することをいい、耐震診断士が、国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づくものをいう。

(5) 簡易耐震診断等

地震に対する安全性を評価することをいい、次に掲げる方法に基づくものをいう。

ア 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表

イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

(6) 全体耐震改修

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された対象住宅の耐震性を向上させる工事等（建替えを除く。）で、耐震診断士が、設計及び工事監理を行うものをいう。

(7) 部分耐震改修

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された高齢者等居住住宅の一部について、耐震性を向上させる工事等（建替えを除く。）で、耐震診断士が、設計及び工事監理を行うものをいう。

(8) 耐震シェルター等設置

耐震診断又は簡易耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された高齢者等居住住宅について、公的機関の認定を受けた耐震シェルター又は耐震ベッドを1階部分に設置するものをいう。

(9) 除却

耐震診断又は簡易耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された対象住宅のすべてを取り壊す工事をいい、次に掲げる用語の意義は、各々に定める要件による。

ア 現地建替え

居住する住宅を除却した後に当該土地において自らが居住する予定の住宅を建築するもの

イ 移転建替え

居住する土地以外の土地において自らが居住する住宅を建築し、居住していた住宅を除却するもの

ウ 住替え

居住する土地以外の土地において耐震性能のある賃貸住宅等に転居し、居住していた住宅を除却するもの

エ 空家建替え

空家を購入等し、除却した後に当該土地において自らが居住する予定の住宅を建築するもの

(補助事業者の要件)

第3条 補助事業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 対象住宅を所有し、又は居住していること。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(3) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しないこと。

(交付基準及び補助金の額)

第4条 補助対象事業に応じた交付基準及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に掲げる補助金の額は、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その額が1,000円未満であるときはその全額を交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、様式第1号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、対象住宅の建築年を確認できる書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 建築時の建築確認通知書又は検査済証
- (2) 登記事項証明書
- (3) 固定資産税納税通知書
- (4) 前各号に掲げる書類以外で建築年を証明する書類

2 前項の規定による様式第1号における耐震性のある住宅は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に建築された住宅等
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅等で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上と診断されたもの、又は耐震改修の結果、上部構造評点が1.0以上となったもの

3 補助事業者は、次条の交付決定を受ける前に当該申請に係る事業に着手してはならない。なお、第2条第6号に掲げる事業にあっては、交付決定を受ける前に当該建築を着工してはならない。

4 補助事業者に該当する者が複数人いるときは、適宜、他の関係権利者から同意を受け、1名が申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、調査し、交付すべきと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(決定通知)

第7条 市長は、補助金を交付する旨を決定したときは様式第2号のとおり、又は交付しない旨の決定をしたときは様式第3号のとおり、補助金の交付の申請を受理してから14日以内に補助事業者へ通知する。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の変更をしようとするときは、様式第4号に次掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、補助金の額を変更しないときは、この限りではない。

- (1) 変更内容に関する書類
- (2) 木造住宅耐震促進事業補助金交付決定通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更を決定したときは、様式第5号のとおり通知する。

3 第10条から第12条までの規定は、前項の決定をした場合に準用する。

(廃止届出)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業の全部を取り止めようとするときは、様式第6号により届け出なければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、様式第7号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、実績報告を受けた場合において必要な調査を行い、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、様式第8号のとおり補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第9号を市長に提出しなければならない。

(2つの補助事業を並行して行う場合の措置)

第13条 補助事業者は、診断補助金の交付の決定を受けて補助事業を実施した結果地震に対して安全性が低いと見込まれる場合は、第10条に定める実績の報告の前に、全体耐震改修等の補助金について第5条に規定する交付申請を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により耐震診断に係る補助事業と併せて、全体耐震改修等に係る補助事業を実施する場合には、当該2つの補助事業の完了後、第10条に規定する実績報告を行うことができる。

(所管)

第14条 この事業の事務は、建築住宅課において所掌する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

事業種別	交付基準	補助金額
1 耐震診断	一般診断法又は精密診断法に基づき行うもの	耐震診断に要する費用とし、13万6千円を超えない額
2 全体耐震改修	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された対象住宅について、上部構造評点を1.0以上とするもの（全部改築を除く。）	耐震改修に要する費用のうち、工事監理に要する費用を除いた額に2分1を乗じて得た額とし、115万円を超えない額
3 部分耐震改修（1回目）	耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された高齢者等居住住宅について、上部構造評点を0.7以上、又は2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とするもの	部分耐震改修に要する費用のうち、工事監理に要する費用を除いた額に2分の1を乗じて得た額とし、70万円を超えない額
4 部分耐震改修（2回目）	部分耐震改修（1回目）を実施した高齢者等居住住宅について、上部構造評点を1.0以上とするもの	部分耐震改修に要する費用のうち、工事監理に要する費用を除いた額に2分の1を乗じて得た額とし、45万円を超えない額
5 耐震シェルター等設置	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満、第2条5号アの評点において合計が7以下、又は第2条5号イにおいて倒壊の危険性があると判断された高齢者等居住住宅について、耐震シェルター等を対象住宅の1階部分に設置するもの	耐震シェルター等設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を超えない額
6 除却	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満、第2条5号アの評点において合計が7以下、又は第2条5号イにおいて倒壊の危険性があると判断された対象住宅について、除却するもの	除却に要する費用に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を超えない額

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名
メールアドレス

年度 木造住宅耐震促進事業補助金交付申請書兼承諾・誓約書

年度 木造住宅耐震促進事業補助金について、記載された事項の承諾及び誓約した上で、佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

事業種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 全体改修 <input type="checkbox"/> 部分改修（ <input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目） <input type="checkbox"/> 耐震シェルター等設置 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 現地建替え <input type="checkbox"/> 移転建替え <input type="checkbox"/> 住替え <input type="checkbox"/> 空家建替え		
住宅の概要	建築年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日	
	住宅種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 地上 階 延床面積 m ²	
		<input type="checkbox"/> 併用住宅（使用する用途_____） 地上 階 延床面積 m ² ※うち住宅部分 延床面積 m ²	
対象住宅の所在地	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 佐渡市		
対象事業費	円	補助申請額	円
予定事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
承諾事項	補助金交付の審査に必要な個人情報の閲覧・収集について、貴職が実施することに承諾します。		
誓約事項	除却工事にあつては、耐震性のある住宅等に転居することを誓約するほか、本要綱の規定に反した場合、補助金の不交付又は返還等を命じられても異議ありません。		

メールアドレスをご記入いただいた場合は、補助金交付額確定後の交付請求書をメールにより提出することが可能です。

【添付書類】

1. 共通項目

- (1) 対象住宅の建築年及び所有が確認できる書類の写し
- (2) 住民票の写し（個人のみ又は世帯全員分）
※高齢者等居住住宅の場合は、65歳以上の者を含むこと
- (3) 市税等の納税証明書の写し（個人のみ）
- (4) 経費の見積書の写し（補助対象内外が区別できるもの）

2. 耐震診断

- (1) 耐震診断士の資格証等の写し

3. 全体耐震改修

- (1) 耐震診断士の資格証等の写し
- (2) 設計図書及び耐震診断書等の写し

4. 部分耐震改修

- (1) 65歳以上の者又は障がい者を含む世帯であることを証明する書類
（住民票の写し・身体障害者手帳の写し）
- (2) 耐震診断士の資格証等の写し
- (3) 設計図書及び耐震診断書等の写し

5. 耐震シェルター等設置

- (1) 65歳以上の者又は障がい者を含む世帯であることを証明する書類
（住民票の写し・身体障害者手帳の写し）
- (2) 耐震診断又は簡易耐震診断等の結果の写し
- (3) 耐震シェルター等の設置位置が確認できる対象住宅平面図
- (4) 公的機関から認定を受けたことが分かるもの

6. 除却

- (1) 耐震診断又は簡易耐震診断等の結果の写し
- (2) 建設業許可通知書又はリサイクル法登録証の写し
- (3) 空家を購入して建替えるときの建物売買契約書の写し

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長

年度 木造住宅耐震促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震促進事業補助金の交付について、佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 対象事業

2 交付額 円

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長

年度 木造住宅耐震促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震促進事業補助金の交付について、佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

（不交付の理由）

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

年度 木造住宅耐震促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震促進事業補助金について変更したいので、佐渡市木造住宅耐震促進事
業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請
します。

記

1 変更内容及び金額

2 変更理由

3 補助金交付変更額

交付決定金額	円
差引増△減金額	円
交付変更申請額	円

4 添付書類

- (1) 変更内容に関する書類
- (2) 木造住宅耐震促進事業補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長

年度 木造住宅耐震促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した木造住宅耐震促進事業補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 変更内容

2 交 付 額 円

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

年度 木造住宅耐震促進事業補助金廃止届

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震促進事業補助金について廃止したいので、佐渡市木造住宅耐震促進事
業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止理由
- 2 廃止内容及び金額
- 3 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) その他

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

年度 木造住宅耐震促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた
木造住宅耐震促進事業補助金について、佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要
綱第10条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

事業種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 全体改修 <input type="checkbox"/> 部分改修（ <input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目） <input type="checkbox"/> 耐震シェルター等設置 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 現地建替え <input type="checkbox"/> 移転建替え <input type="checkbox"/> 住替え <input type="checkbox"/> 空家建替え		
交付決定日 及び番号	年 月 日 第 号	交付決定額	円
着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
上部構造 評 点	耐震診断時 又は改修前		改修後
全体工事費	円	補助対象 経 費	円
耐震診断士 又は工事業者 (申請内容を変 更した場合のみ)	耐震 診断士	住 所	
		名 称	
	工業 事 者	住 所	
		名 称	

【添付書類】

1. 共通項目

- (1) 契約書の写し
- (2) 経費の領収書の写し
- (3) 状況写真（内容が確認できるもの）

2. 耐震診断

- (1) 耐震診断書の写し

3. 全体耐震改修

- (1) 設計図書（申請内容を変更した場合のみ）

4. 部分耐震改修

- (1) 設計図書（申請内容を変更した場合のみ）

5. 耐震シェルター等設置

- (1) 仕様書、平面図又は認定書（申請内容を変更した場合のみ）

6. 除却

- (1) 建築工事請負契約書の写し（建替えの場合）
- (2) 住民票の写し（個人のみ）（住替えの場合）

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長

年度 木造住宅耐震促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした木造住宅耐震促進事業補助金については、佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年度 木造住宅耐震促進事業補助金交付請求書

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた木造住宅耐震促進事業補助金について、佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

請求金額							
------	--	--	--	--	--	--	--

振込口座	金融機関名	
	支店等・番号	
	口座番号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)

様式第 8 号 (第 11 条関係)

様式第 9 号 (第 12 条関係)